

平成29年第1回(3月)町議会定例会提出議案等の概要

○議案第1号 平成28年度宇治田原町一般会計補正予算(第4号)

[総務部企画財政課]

国の地方創生拠点整備交付金事業を実施する経費を追加するとともに、各種事業の決算見込みなどに伴い補正するもの。

既定額	4,675,756 千円
補正額	△94,480 千円
計	4,581,276 千円

○議案第2号 平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)

[健康福祉部介護医療課]

補助金及び拠出金の確定などに伴い補正するもの。

既定額	1,472,726 千円
補正額	△41,062 千円
計	1,431,664 千円

○議案第3号 平成28年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

[健康福祉部介護医療課]

後期高齢者医療保険料の調定額の増加等に伴い補正するもの。

既定額	98,729 千円
補正額	1,151 千円
計	99,880 千円

○議案第4号 平成28年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号)

[健康福祉部介護医療課]

(保険事業勘定)

保険給付費の決算見込みなどに伴い補正するもの。

既定額	748,202 千円
補正額	53,666 千円
計	801,868 千円

(介護サービス事業勘定)

事業費の決算見込みに伴い補正するもの。

既定額	4,179 千円
補正額	1,011 千円
計	5,190 千円

○議案第 5 号 平成 28 年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

〔建設事業部上下水道課〕

各種事業の決算見込みなどに伴い補正するもの。

既定額	621,845 千円
補正額	△19,120 千円
計	602,725 千円

○議案第 6 号 平成 28 年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第 2 号）

〔建設事業部上下水道課〕

決算見込みに伴い補正するもの。

収益的	収入	既決予定額	308,828 千円
		補正予定額	△7,297 千円
		計	301,531 千円
	支出	既決予定額	292,121 千円
		補正予定額	△19,200 千円
		計	272,921 千円
資本的	支出	既決予定額	262,590 千円
		補正予定額	△6,060 千円
		計	256,530 千円

○議案第 7 号 平成 29 年度宇治田原町一般会計予算

〔総務部企画財政課〕

予算額	4,635,000 千円
前年対比	5.2% (230,000 千円) 増

○議案第 8 号 平成 29 年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

〔健康福祉部介護医療課〕

予算額	1,346,326 千円
前年対比	△4.5% (△63,935 千円) 減

○議案第 9 号 平成 29 年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算

〔健康福祉部介護医療課〕

予算額	101,491 千円
前年対比	2.8% (2,762 千円) 増

○議案第 10 号 平成 29 年度宇治田原町介護保険特別会計予算

〔健康福祉部介護医療課〕

予算額	748,184 千円
前年対比	1.0% (7,248 千円) 増

○議案第 11 号 平成 29 年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算

〔建設事業部上下水道課〕

予算額 673,691 千円  
前年対比 6.8% (43,133 千円) 増

○議案第 12 号 平成 29 年度宇治田原町水道事業会計予算

〔建設事業部上下水道課〕

予算額 546,634 千円  
前年対比 △0.7% (△3,888 千円) 減

○議案第 13 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔健康福祉部健康児童課〕

〔教育部学校教育課〕

学校医、学校耳鼻咽喉科医、学校眼科医の報酬について綴喜 2 市 2 町で統一対応するとともに、保育所医及び保育所歯科医の報酬について、学校医報酬及び学校歯科医報酬と同額とするため、所要の改正を行うもの。

○議案第 14 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔総務部総務課〕

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の取得方法を変更するため所要の改正を行うもの。

○議案第 15 号 公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔総務部企画財政課〕

宇治田原町快適・安全な環境づくり条例及び同施行規則の改正により事業者の開発協力金が廃止されることに伴い、積立の根拠となる規定の整備を図るため、所要の改正を行うもの。

○議案第 16 号 宇治田原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制定するについて

〔総務部企画財政課〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正の施行に伴い、関係規定の整備を図るため、所要の改正を行うもの。

**○議案第 17 号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔健康福祉部介護医療課〕

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、第 1 号被保険者の介護保険料の段階判定の基準について、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いるため、所要の改正を行うもの。

**○議案第 18 号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔健康福祉部介護医療課〕

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い所要の改正を行うもので、小規模多機能型居宅介護事業所の看護師又は准看護師が同一敷地内の施設の業務の兼務が可能である施設について、従事することができる施設の種類の、「指定地域密着型通所介護事業所」を追加するもの。

**○議案第 19 号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔健康福祉部介護医療課〕

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもので、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護師又は准看護師が同一敷地内の施設の業務の兼務が可能である施設について、従事することができる施設の種類の、「指定地域密着型通所介護事業所」を追加するもの。

**○議案第 20 号 宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔健康福祉部介護医療課〕

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、地域包括支援センターの職員基準である主任介護支援専門員に、更新制を導入する改正を行うもの。

**○議案第 21 号 宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔建設事業部建設環境課〕

本町への移住、定住及び企業進出の対策として、開発事業者に求めている公共・公益施設の整備に関する負担について改正を行うもので、公共・公益施設整備負担のうち、いわゆる「開発協力金」を廃止することに伴い所要の改正を行うもの。

**○議案第 22 号 宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔建設事業部建設環境課〕

盛土行為に対する地域住民の不安や影響を考慮し、持込土の安全性をより確実なものとするため改正を行うもので、許可申請時の関係団体の同意書の添付と、持込土の展開検査や土壌調査を義務付けること等に伴い所要の改正を行うもの。

**○議案第 23 号 森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔建設事業部産業観光課〕

森林総合利用施設「末山及びくつわ池自然公園」において、平成 29 年 3 月にトレーラーハウスを整備するにあたり、トレーラーハウス利用に係る利用料金の上限額を新たに設定するため所要の改正を行うもの。

**○議案第 24 号 宇治田原町町内雇用促進条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔建設事業部産業観光課〕

事業者が町内在住者を正規雇用した場合に助成金を交付する本条例が平成 28 年度末に失効することに伴い、新たに町外からの移住経費等に係る事業者負担を支援する等内容を改正し、期限を延長するもの。

**○議案第 25 号 水道建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔建設事業部上下水道課〕

議案第 15 号と同様、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例及び同施行規則の改正により事業者の開発協力金が廃止されることに伴い、積立の根拠となる規定の整備を図るため、所要の改正を行うもの。

**○議案第 26 号 都市計画道路宇治田原山手線建設工事委託に関する協定の締結について**

〔建設事業部プロジェクト推進課〕

緑苑坂以北の約 1.2 k m の道路建設について、委託期限を平成 31 年度末とし、建設工事委託の協定を西日本高速道路株式会社関西支社と 6 億 6,943 万 5,468 円で締結するので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**○議案第 27 号 人権擁護委員候補者の推薦について**

〔総務部税住民課〕

現人権擁護委員の谷川利明（たにがわ・としあき）氏の任期が本年 6 月 30 日をもって満了となることから、法務大臣に対して同氏を再度推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるもの。

**○報告第 1 号      じん芥収集車の取得契約の一部変更に係る専決処分について**

〔建設事業部建設環境課〕

平成 28 年 6 月議会定例会で可決されたじん芥収集車買入れについて、イラストを車体に描くこととしたため、当初契約金額の変更が生じたことから、地方自治法第 180 条第 1 項に基づく議会の指定事項として専決処分した内容について、同条第 2 項の規定により報告するもの。